



国家戦略特区WGヒアリング提出資料

平成27年5月18日

厚生労働省健康局

外国人滞在施設事業に関する要望について

- ① 認定要件を確認するための立入検査権限が必要（関係地方自治体）。
- ② 認定要件として、施設内の居住者との紛争防止や苦情対応のために事業者に必要な措置を義務づけることが必要（関係地方自治体）。
- ③ 滞在者の身元確認等のために、滞在者名簿の備え付けが必要（関係地方自治体・警察当局等）。
- ④ 保健所設置自治体でない自治体が主体となって外国人滞在施設事業を行うため、当該自治体への条例制定権限の付与が必要（関係地方自治体）。

大阪府・大阪市の要望(内閣府地方創生推進室HPから抜粋)

- 特区法改正による外国人滞在施設経営事業にかかる立入権限、罰則を設けることを要望。(規制緩和措置の実効性確保。事業者も拒んでいない。)
- 周辺住民の居住環境への懸念に対応した紛争防止の措置などについて、政令の認定要件に加えるよう求める。
- 法改正がただちに困難な場合、大阪府市としては、法律による立入権限が措置されなくても、認定要件を確認するための立入権限を、独自の条例により制定することは、法律と条例の関係でも可能であるとの内閣府からの見解を得ているところであり、政令改正を前提として、条例制定を検討。

各要望についての厚生労働省の考え方

1. 立入検査権限について

- 立入検査権限は、私人の権利・自由の制限を伴う公権力の行使であり、法律又は条例の根拠が必要（政省令等の行政規則を根拠とすることは困難）。
 - なお、特定認定の取消事由の該当性を判断するという目的に限った立入検査権限であれば、条例により規定することは可能。
- ⇒自治体の条例により立入検査権限を規定し得ることを通知。

2. 施設内の居住者との紛争防止や苦情対応のために必要な措置について

- 施設内の居住者との紛争防止や苦情対応に関する旅館業法上の規定は存在せず。
- 旅館業法の特例である本制度の政令において、旅館業法上、規定が存在しない規制措置を設けることは法制的に困難。
- 他方、地方の実情に応じて、こうした規制措置を設けることは可能であり、望ましい対応。

⇒自治体の条例により規定し得ることを通知。

3. 滞在者名簿の備え付け等について

- 滞在者名簿については、旅館業法第6条において備え付け等が義務化されていることもあり、本制度においても、省令第二条(申請書の添付書類)で、「滞在者名簿の様式」を明記し、提出させるとともに、省令第三条(申請書の記載事項)で「外国人であることを確認する方法」を明記することが可能。
- さらに外国人滞在者の身元確認に関して次の事項を通知。
 - ・国籍、旅券番号等の記載欄を含む滞在者名簿の様式のひな形
 - ・旅券の呈示を求め、旅券の写しを保存。
 - ・使用開始時及び終了時に、対面等により、滞在者の本人確認を実施。

滞在者の身元確認が必要な理由

- 外国人滞在施設は、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき使用させるものであり、マンション等の空き部屋の活用を想定。
 - しかし、外国人滞在施設の滞在者は、通常の賃貸住宅に比して、以下のとおりホテル・旅館に類似した特徴があるものの、制度上の担保がないため、滞在の痕跡が残りやすく、身元情報を把握することが困難。
 - ① 滞在者が頻繁に入れ替わる
 - ② 生活の本拠が施設にない
 - ③ 連帯保証人や宅建業者の仲介が想定されない
- テロ対策等の観点から、外国人滞在施設についても、本人確認、滞在者名簿の備置、旅券の写しの保存等のホテル・旅館と同等の措置を講ずることが必要。

※ 通常の賃貸住宅でも、①契約締結時には、(a)対面で契約内容、注意事項を説明(国交省ガイドライン、宅建業法第35条等)、(b)旅券等により身元確認を実施(国交省ガイドライン)、②賃借取引の当事者の氏名等を記録(宅建業法第35条)

※ 諸外国(ドイツ、イタリア等)においても、宿泊施設には、外国人宿泊者の身元(姓名、生年月日、住所・国籍等)の記録、旅券の確認を規定。

4. 保健所設置自治体以外の自治体への条例制定権限の付与について

- 条例制定権限は、他の自治体への委任が可能な通常の行政機関の権限と異なることから、施設の使用期間に係る条例制定の権限を保健所設置自治体以外の自治体に付与することは法制的に困難。